

特定非営利活動法人三重ダルク

給与規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人三重ダルクの就業規則（以下「就業規則」という。）第31条の規定に基づいて、職員の給与に関する事項について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定を適用する職員は、就業規則第3条に定める職員とする。

(男女同一賃金)

第3条 職員は関係法令及び関係通知を除き、性別を理由に差別的な取り扱いを受けない。

(給与の種類)

第4条 職員の給与は、給料及び手当とする。

(休職中の給与)

第5条 職員が業務上負傷又は疾病にかかり急務を要する場合は、原則として労働災害補償保険法の規定に基づく補償を受ける。

2 職員が私傷病にかかり急務を要する場合は、原則として健康保険法、厚生年金保険法の規定に基づく補償を受ける。

3 就業規則第8条に規定による休職に対しては、その期間中の給与はこれを支給しない。ただし、法人において支給の妥当性を認めたときはその限りではない。

4 就業規則第8条の規定により休職された職員には、その休職期間中の昇給は行わない。

第2章 給料

(給料)

第7条 給料は、正規の勤務時間に対する報酬として支給する。

2 職員の給料は、原則として月給制とする。

(給料表)

第 8 条 職員の給料は、別紙 1 の給料表による。ただし、特別の事情により給料表によりがたい場合は、理事長がその都度定める。

(職務の等級)

第 9 条 職員の職務の等級は、その複雑、困難および責任の度に基づくこととする。

(初任給)

第 10 条 新たな職員として採用もしくは任用する場合の初任給は、原則として別紙 2 のとおりとする。ただし、その者の経歴、年齢及び他の職員との均衡を考慮する必要がある場合は、各人ごとに理事長が決定する。

(昇格)

第 11 条 昇格に当たっては、個々の職員の能力、在職年数および勤務成績を考慮して決定する。

(昇給)

第 12 条 昇給は定期昇給及び特別昇給とし、昇給の方法は次の各項により行う。

- 2 定期昇給は年 1 回とする。
- 3 定期昇給の時期は、原則として 4 月 1 日（以下「基準日」という）とする。
- 4 特別昇給は事業所の運営に顕著な功績があったとき、その他理事長が認めたときに行う。
- 5 昇給はすべて予算の範囲内で行わなければならない。

(給与の支払い方法)

第 14 条 給与の支払日は、当月 20 日とする。その日が土曜日もしくは日曜日または祝日にあたる時は、その前日とする。

(給料の計算方法)

第 15 条 給料の計算期間の全部または一部について勤務しなかったときは、その勤務しなかった日について、勤務 1 日あたりの給与額をもとに減額して支給する。

2 新たに採用された職員及び昇給、昇格により給料表の号級を変更した職員の給料は、採用または給料表の号級を変更した日から日割り計算による。

(端数計算)

第 16 条 給与締切期間における給与の総額、期末勤勉手当、退職金、または日割りによって計算する給与及び 1 時間あたりの給与額を算定する場合において、当該額に 1 年未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げることとする。

(勤務 1 時間あたりの給与額の算出)

第 17 条 勤務 1 時間あたりの給与額は、本人の能力、経験、資格の有無等により、個別に定めることとする。

第 3 章 手 当

(手当の種類)

第 18 条 職員に対し次の手当を支給する。

- (1) 扶養手当
- (2) 通勤手当
- (3) 住宅手当
- (4) 役職手当
- (5) 期末手当
- (6) 退職手当
- (7) 夜勤手当
- (8) 食事手当
- (9) 特別手当
- (10) その他理事会で決定された手当

(扶養手当)

第 19 条 費用手当は、主として職員の扶養を受けている次に掲げる者のある職員に支給する。

- (1) 配偶者
 - (2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫のいる職員
 - (3) 60 歳以上の父母および祖父母
 - (4) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
 - (5) 身体または精神に著しい障害がある者
 - (6) 民法第 877 条の規定により、家庭裁判所において扶養の義務を負わせた者
- 2 扶養手当の額は、一人 5,000 年/月 とする。

3 扶養手当は、職員が手当の支給要件を備えた扶養親族である事実を証する書類を添付した申請書に基づいて支給するものとし、申請書を受理した日が月の初日であるときは、その月から支給を開始する。また、扶養親族に手当での支給要件を欠く事実が生じたときの当該親族にかかる手当は、事実の生じた日の属する月まで支給する。ただし、事実の生じた日が月の初月であるときには、その月の手当は支給しない。

4 職員に採用された者および職員に扶養親族があるとき、ならびに職員に新たに扶養親族が生じたときは、すみやかに所定の申請書を提出するものとする。また、扶養親族に第1項に掲げる事実が消滅した時も同様とする。

(通勤手当)

第20条 通勤手当は、職員の住居と勤務事業所の間を最も合理的、経済的な方法で通常経路により、交通機関または有料道路を利用し、その運賃・料金を負担することを常例とする職員および自動車等（自動二輪車・自転車含む）の使用を常例にする職員に支給する。

2 通勤手当の額は1kmあたり15円を基本とし、これを超えるものについては、実費を支払うものとする。

3 通勤手当の支給は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 新たに採用された職員の手当は、採用の日から支給する。
- (2) 通勤方法を変更した職員の手当は、その事実が生じた日から支給額を変更する。
- (3) 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって出張、休暇、欠勤等の理由により勤務しなかったときは、その月の手当は支給しない。

4 手当の支給を受ける職員は、すみやかに所定の通勤届けを提出しなければならない。

(住宅手当)

第21条 住宅手当は、生活の本拠とし自ら所有する住宅に居住している職員で世帯主である者、または、借家（間借りを含む）で月額所定の金額を超える借家賃を支払っている職員（ただし、父母または配偶者の父母の居住している住宅の一部を借り受けて居住している職員は除く）に支給する。

2 住宅手当の額は、家賃の50%、ただし、上限20,000円までとする。

3 住宅手当の支給を受ける職員は、すみやかに所定の届出を提出するものとする。

(役職手当)

第22条 役職手当は、管理・監督等の業務を行う職制とその他下位の業務を行う職制と理事長が認めた者に対して、別表2に定める額を原則として支給する。

(期末手当)

第 23 条 期末手当は、夏季及び冬季にそれぞれ在籍する職員に対して支給する。ただし、就業規則に定める無休求職者及び停職者には支給しない。

2 期末手当の額は収支決算状況に応じて理事長が決定する。

3 期末手当在職期間別割合については収支決算状況に応じて決定する。

4 基準日に在職した職員であっても、支給日の前日までの間に、懲戒免職された等の事由により、理事長が支給することが適当でないと認めた場合には、支給しないことができる。

(退職手当)

第 24 条 退職手当は、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部に加入し、その定めるところにより支給する。ただし、平成 29 年 10 月以前からきんむしているものについては、一ヶ月につき 5,000 円を支給する。

(夜勤手当)

第 25 条 夜勤を行う職員には、月額 20,000 円を支給する。

(食事手当)

第 26 条 食事手当は業務、出張、その他必要に応じ支給する。

(特別手当 (学業手当))

第 27 条 学業などキャリアアップに取り組むものに支給 (10,000 円～20,000 円) する。

附則

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1

	1級(中卒)	2級(高卒)	3級(大卒)	4級(大学院卒)
1号(初任給)	160,000円	170,000円	180,000円	190,000円
2号	170,000円	180,000円	190,000円	200,000円
3号	180,000円	190,000円	200,000円	210,000円
4号	190,000円	200,000円	210,000円	220,000円
5号	200,000円	210,000円	220,000円	230,000円
6号	210,000円	220,000円	230,000円	240,000円
7号	220,000円	230,000円	240,000円	250,000円
8号	230,000円	240,000円	250,000円	260,000円
9号	240,000円	250,000円	260,000円	270,000円
10号	250,000円	260,000円	270,000円	280,000円
11号	255,000円	265,000円	275,000円	285,000円
12号	260,000円	270,000円	280,000円	290,000円
13号	265,000円	275,000円	285,000円	295,000円
14号	270,000円	280,000円	290,000円	300,000円
15号	275,000円	285,000円	295,000円	305,000円
16号	280,000円	290,000円	300,000円	310,000円
17号	285,000円	295,000円	305,000円	315,000円
18号	290,000円	300,000円	310,000円	320,000円
19号	295,000円	305,000円	315,000円	325,000円
20号	300,000円	310,000円	320,000円	330,000円

別表2

扶養手当	1名につき5,000円
通勤手当	1kmにつき15円を基本としてこれを超える場合は実費を支給する
住宅手当	家賃半額、但し、上限20,000円
役職手当	資格(福祉士等 10,000円、管理者10,000円、サービス管理責任者20,000円)
期末手当	夏季、冬季に支給 額は収支決算状況に応じて理事長が決定する
退職手当	中退共に加入し、その定めるところにより支給する。ただし、平成29年10月以前より勤務の者については一ヶ月5,000円支給される。
夜勤手当	月額20,000円を支給
食事手当	業務、出張その他、必要に応じ支給
その他理事会で決定された手当	
特別手当(学業支援)	学業などキャリアアップに取り組むものに支給(10,000円～20,000円)